

姫路市からのお知らせ

令和6年4月1日より

屋外広告物の有資格者による点検が義務化されます

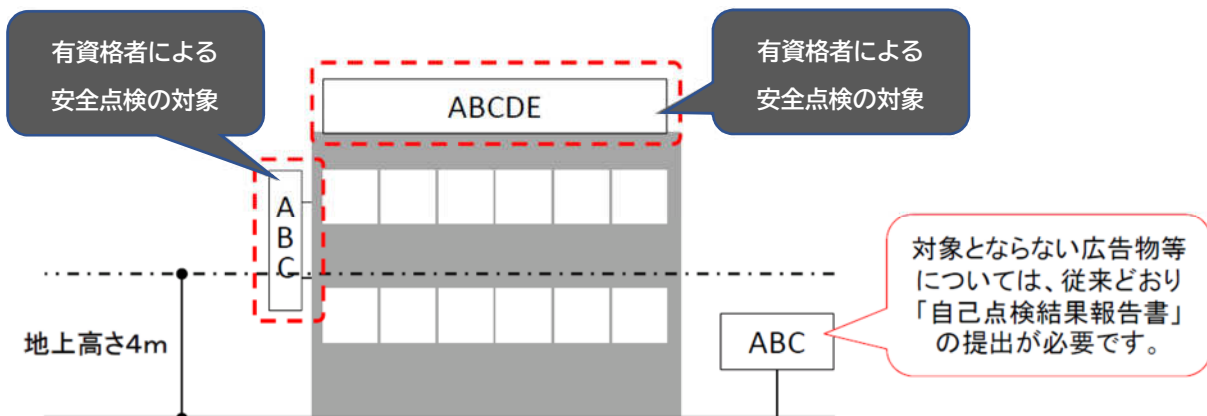
平素は、本市の景観行政にご協力くださり、誠にありがとうございます。

本市では、姫路市屋外広告物条例及び同施行規則を改正し、令和6年4月1日から屋外広告物の有資格者による点検の義務化及び許可期間の変更を致しますので、その内容をお知らせします。

対象となる屋外広告物を更新される場合には、有資格者による点検が必要となる場合がございますので、ご注意頂きますようお願い申し上げます。

1)有資格者による屋外広告物の点検義務化

①対象となる屋外広告物 …次のいずれにも該当するもの
<ul style="list-style-type: none">・許可の対象となるもので、地上から屋外広告物上端までの高さが4mを超えるもの（建築物の外壁等に塗料やシート等で表示するもの、はり紙、はり札を除く）・設置から8年が経過しているもの ※対象とならない屋外広告物については、現状通り自己点検が必要です。
②点検に必要な資格 …次のいずれか
<ul style="list-style-type: none">・屋外広告士・点検技能講習修了者<ul style="list-style-type: none">*屋外広告業の事業者団体が実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者です。*県や市が実施する屋外広告物に関する講習の修了者ではありません。・職業能力開発促進法に基づく技能検定合格者(1級 広告美術仕上げ)
③点検の内容 …次の部分(項目)について点検を行う
<ul style="list-style-type: none">・基礎部、上部構造(傾斜・ぐらつき、ひび割れ、さび、塗装の劣化等)・支持部(溶接部の腐食・変形、ボルト等のゆるみ、欠落等)・取付部(アンカーボルト・プレートの腐食、溶接部・コーキングの劣化、周辺部の異常等)・広告板(表示面板の腐食・変形、ビスの欠落、水抜き穴の詰まり等)・照明装置(不点灯、取付部の破損・変形、さび、漏水等)・その他(付属部材の腐食・破損等)
④点検の頻度 …3年に1回



2)許可期間の変更

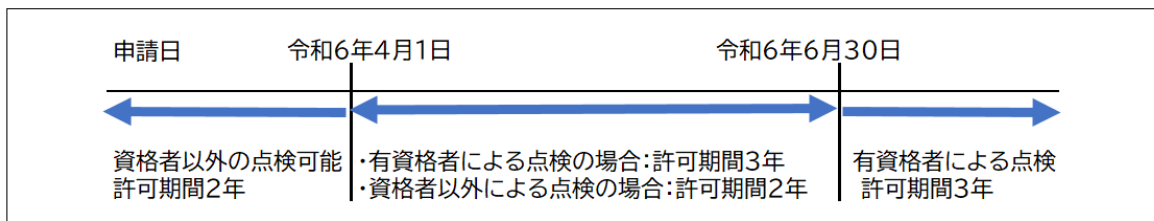
看板、広告塔などの許可期間を2年から3年に変更します。(電柱利用等1年、広告旗等1か月の許可期間に変更はありません。)

3)経過措置

令和6年4月1日～令和6年6月30日の間に申請される場合には、上記の資格者による点検は努力義務とし、有資格者による点検が行われない場合であっても、申請を受け付けます。

ただし、有資格者による点検の場合には、看板、広告塔などの許可期間は3年ですが、上記の資格を有しない者による点検の場合には、許可期間は2年となります。(許可期間は屋外広告物の種類によって異なります。詳細は姫路市屋外広告物条例のてびきでご確認下さい。)

なお、許可期間が1か月を超える広告物については、その期間が満了する日の30日前までに、屋外広告物許可等申請書をご提出する必要がありますので、ご留意下さい。



<屋外広告業者のご案内>

点検に必要な資格を有する屋外広告業者は、下記のホームページをご参考にして下さい。

なお、ホームページに掲載されている屋外広告業者が、点検に必要な資格を保有しているかは、個別にご確認下さい。

- ・姫路市役所都市局まちづくり部まちづくり指導課

<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000006986.html>

- ・兵庫県屋外広告美術協同組合

<https://www.hyokobi.net/>

その他、詳細については姫路市ホームページをご参照下さい。

<屋外広告物の有資格者による点検の義務化について>

<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000025481.html>

<姫路市屋外広告物条例のてびき>

<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000007005.html>

問い合わせ先

姫路市都市局まちづくり部まちづくり指導課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話:079-221-2542

FAX:079-221-2757

電子メール:keikan@city.himeji.lg.jp